

Q4-4.台湾における連結および持分法適用の対象企業について教えてください。

台湾では、個別財務諸表が主たる財務諸表であり、連結財務諸表は非公開会社の場合は実務上、あまり作成されていません。しかし、個別財務諸表において持分法の適用が義務付けられています。

連結財務諸表を作成する場合、子会社は全て連結することとされており、子会社の範囲および持分法適用対象会社の範囲は、それぞれ支配力基準および影響力基準により決定されます。すなわち、連結の範囲に関しては、投資会社の議決権割合が50%を超える会社はもちろん、議決権割合が50%に達していなくても、被投資会社の財務、運営、人事方針の決定権を有している、被投資会社の取締役の半数以上を占めているなどの事実がある場合は、投資会社が被投資会社を実質支配しているとみなされ、連結対象とされます。また、持分法適用対象会社の範囲に関しては、投資会社の議決権割合が20%以上の会社だけではなく、議決権割合が20%未満であっても、被投資会社の最大株主である、総経理を派遣しているなどの一定の条件を満たす場合には、投資会社が被投資会社に対して影響力があるものとみなし、持分法適用対象とされます。

なお、個別財務諸表上の持分法適用対象会社は、支配力、影響力を持つ会社となります。

**お願い:**

「本情報の提供は、あくまでも読者への参考に供するためのものであり、実際のビジネスは読者の責任において行い、これにもとづく読者の行動や行為に起因するビジネス上の損害、損失等に対し、交流協会や資誠聯合会計事務所(PwC台湾)は一切関与せず、また一切の責任も負わず、一切の損害賠償も負担いたしません。

なお、本情報には、台湾の所轄政府機関の解釈は入っておらず、また、常に最新の情報であるとは限りません」。